

築上町告示第66号

平成30年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月24日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成30年9月6日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

宗 晶子君	小林 和政君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
工藤 久司君	宮下 久雄君
有永 義正君	信田 博見君
田村 兼光君	塩田 文男君
武道 修司君	丸山 年弘君
田原 宗憲君	吉元 成一君

---

○9月10日に応招した議員

---

○9月12日に応招した議員

---

○9月13日に応招した議員

---

○9月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成30年9月6日 (木曜日)

---

**議事日程** (第1号)

平成30年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第3号 平成29年度健全化判断比率の報告について
  - 報告第4号 平成29年度資金不足比率の報告について
  - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
  - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
  - 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第45号 専決処分について (平成30年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について)
- 日程第5 議案第46号 平成30年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第6 議案第47号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第48号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第8 認定第1号 平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 認定第6号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第49号 築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第50号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第51号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第52号 築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定について
- 日程第21 議案第53号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第54号 物品売買契約の締結について
- 日程第23 議案第55号 物品売買契約の締結について
- 日程第24 議案第56号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第57号 人権擁護委員の推薦について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第3号 平成29年度健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 平成29年度資金不足比率の報告について
- 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
- 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
- 報告第7号 株式会社つききプロヴェンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第45号 専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）

- 日程第5 議案第46号 平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 議案第47号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第48号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 認定第1号 平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第49号 築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第50号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第51号 築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第52号 築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定について
- 日程第21 議案第53号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第54号 物品売買契約の締結について
- 日程第23 議案第55号 物品売買契約の締結について
- 日程第24 議案第56号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第57号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員（13名）

1番	宗	晶子君	2番	小林	和政君
3番	鞆野	希昭君	4番	池亀	豊君
5番	工藤	久司君	6番	宮下	久雄君
8番	信田	博見君	9番	田村	兼光君
10番	塩田	文男君	11番	武道	修司君
12番	丸山	年弘君	13番	田原	宗憲君
14番	吉元	成一君			

---

欠席議員（1名）

7番 有永 義正君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君                      総務係長 城山 琴美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長		永野 賀子君	
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	古市 照雄君	農業委員会事務局長	平田 美樹君
代表監査委員	尾座本雅光君	監査事務局長	石井 紫君

---

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、平成30年第3回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） おはようございます。議会を招集いたしましたところ、出席賜りましてありがとうございます。

本当に暑い夏が終わって、少し冷気を感じるきょうこのごろになったところでございますが、天変地異と申しますか、台風と地震ということで、台風21号では関西地方、猛威を振るって、非常に大型な台風で、本町、平成3年の台風19号と匹敵するような台風じゃなかったかなと、関西空港があれだけ高波にさらわれて使用不能になってきたとか、いろんな形で相当な被害を受け、

そしてまた、けさ方、北海道のちょうど千歳空港の近くで地震が起きたということで、千歳空港は6弱というふうな形で、まだ詳細はわからないわけで、被害の詳細。いち早く担当のほうに、一応6基地で災害協定を結んでおります。

そういう形の中で連絡をとったら、まだまだ一切わからないという状況で、わかればまた何らかの応援に、6基地の米軍再編受け入れ、6基地の中で協定をしておりますので、いち早く応援に行かざるを得ないような形になろうかと思えます。

そういうことで、本当に、関西、北海道ということで、大きな被害が出ておるようでございます。

それからあと、水道企業団のことを少し御報告申し上げますと、伊良原ダムが完成して、今、水源地の整備を行っております。それが若干、用地の関係等々でおくれておるというふうなことで、来年度にまで送水は延ぶであろうというようなことが企業団のほうから報告があつておるところでございます。

それからあと、次に広域消防、これについては使途不明金ということで、一応、刑事事件で確定したのが、1,700万の使い込みは刑事事件のほうで立証ができたということでございます。

そして、刑も確定して、微々たるものではございますけど、被告のほうから返済が現在あつておるところでございますが、これも相当年数かかります。今の形でいけば、返済額からいけば20年以上かかるというふうな形になろうかと思えます。

そして、あとの不明金はどうするかという形になれば、非常に立証が難しいと、いわゆる検察でも立証でき得なかったというふうな形もございますし、されとて放置するわけにはいかないということで、先般、理事会のほうで、開いて、全ての広域圏関係者の皆さんに協力をお願いしていこうというふうなことで、既に協力のお願いは、現職をまず対象に行った。

あと、退職者、それから、理事のOBの皆さん、監査委員、もろもろの皆さんに、少しでも補

填をしてできるような金ができればというようなことでお願いに回ろうと、このような形で理事会で確認をしておるところでございます。

それからあと、八田小学校、一応検討委員会を教育委員会のほうで立ち上げまして、第1回、29日の日に催しまして、手始めに築城中学校を見ながら検討会をやったというふうなことでございますが、当日はまだ役職を決めたりと、そういう形で至ったという報告だけ受けておるところでございます。

次に、これも教育委員会の関係でございますけれども、オリンピック、オセアニア、第一陣が来ましたが、第二陣が来るのが、これが10月7日に福岡入りいたしまして、今月の10日にこっちに入ってくると、そして、10月の3日まで一応本町でキャンプを張ると、来るところは、ナウル、マーシャル諸島、グアムという国から来るようになっておるところでございますし、それから、あともう一つ、中国から8月2日の日に、本町に初めて薛埠鎮中心小学校の児童が訪問に参りました。

そして、常州市の金壇区の常務委員会の副主任、議会のほうも工藤副議長のほうと一緒に対応をしていただいたところでございます。

それから、こちらからは11月の7日に中国のほうに、子供たち20名ちょっと超えるような状況でございますけれども、訪問をしていこうというふうな形に一応計画をして、今準備をしておるところでございます。

あとは、議会議員の皆さんOBで、2名の方が高齢者叙勲を受けます。3名受けて、1名亡くなられたんですけど、木本さん、それから、白川さん、それから、中山さんということで、岩丸の方でございますが、88の叙勲というようなことで、先輩方の皆さんが叙勲を受けることを報告申し上げます。

それから、築城基地の滑走路の延長でございますけれども、一応日米ロードマップということで、普天間の返還に対する形の中で協議をされて決定されておりますが、これで普天間の返還時までに緊急時の滑走路の一応整備をするということは、日米ロードマップの中で決定されておるというようなことで、そのための一応300メートル延長するための調査をやりたいということで、本町にも申し出が来ておるところでございます。

そしてまた、かねてから私どもも、町としてはカメラミッションが非常に、陸域で、ちょうど陸域と海域の中間、ちょうど境目でカメラミッションを行うということで、非常に騒音が激しいというふうなことで、少しでも騒音緩和ということで、標的を海のほうにのばしてくれという要望をしておりましたが、この要望ともマッチして、何とか漁業者の皆さんも一応、第1回の説明会、しているけれども、一応調査をしたいということで、あとはいろんな形が、調査の形で出てくるんで、その間また協議をしていきたいというふうなことで防衛省は申し出ておるようござい

ます。

以上が、主な項目の行政報告でございます。

本議会は、報告が5件、それから、予算4件、それから、決算の認定ということで9件、それから、条例が4件、それから、あとはその他の項目ということで、他団体の規約の変更が1件、それから、物品の購入の議会議決をお願いするのが3件、あと、人事案件、人権擁護委員の方が途中で辞任したので、1名補充をするというふうなことで、人事案件をお願いしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、全て御採択をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により13番、田原宗憲議員、14番、吉元成一議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月3日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月6日木曜日、本日は本会議で議案の上程、なお、議案第45号の専決処分の案件、議案第53号の広域連合の案件、議案第54号から56号までの契約案件については本日、議案第57号の人事案件については中日9月10日に採決することと協議いたしました。

9月7日金曜日は考案日とし、8日、9日は土曜、日曜で休会といたします。

10日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

11日火曜日は、考案日といたします。

12日、13日、水曜、木曜は、本会議で一般質問とします。

14日金曜日は、一般質問の予備日といたします。

15日土曜日、16日日曜日、17日の月曜日は、休会といたします。

18日火曜日は、厚生文教常任委員会。

19日水曜日は、総務産業建設常任委員会。なお、総務産業建設常任委員会については、築城



支所の第4、第5会議室で行います。

9月20日木曜日は、委員会予備日といたします。

9月21日金曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。

なお、一般質問の受付の締め切りは、あす9月7日正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月21日までの16日間とすることが適当だと決定しましたので御報告いたします。

以上。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月6日から21日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの16日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第45号ほか21件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。報告第3号平成29年度健全化判断比率の報告についてから報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 報告第3号平成29年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第4号平成29年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地

方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する報告でございますが、これは4つの指標を報告するものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率でございますが、29年度の決算においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は比率がございません。3番の実質公債費比率は、29年度公債費比率7.6%、それから、将来負担比率は69.4%となっておりますところでございます。

以上でございます。

次に、報告第4号平成29年度資金不足比率の報告についてでございますが、本報告も地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、29年度の決算数値をもとに公営企業会計の資金不足を報告するものでございますが、下水道事業会計及び水道事業会計の資金不足比率はございませんので、この旨報告をいたします。

それから、報告第5号しいだサンコー株式会社経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、売上総利益5,535万5,146円で、対前年に対して176万697円でございます。率にして3.29%の増収となっておりますところで、これに対して営業費用、販売費及び一般管理費でございますが、5,519万5,676円、対前年169万6,793円、一応、歳出のほう、営業費用のほうも3.7%増額をしておるところでございます。

そして、経常利益は26万4,954円、当期純利益は11万5,737円となっておりますところでございます。

次に、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、売上総利益1,948万1,652円、前年に対して58万38円の2.9%減収となっております。これに対して営業費用は1,681万1,033円ということで、前年に対し125万1,660円の減額と、6.9%一応歳出が少なくなっておるところでございます。

また、経常利益金額は269万3,530円で、当期純利益は250万1,815円となっておりますところでございます。

次に、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、売上利益

9,196万1,655円、前年度に対して345万7,537円の減収、3.66%減収となっております。これに対しまして、営業費用は8,909万239円、前年に対して37万3,751円の0.42%これはふえておるところでございます。

そしてまた、経常利益は334万5,629円、当期純利益は238万5,455円となっております。

以上、報告を申し上げます。以上です。

○議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。

#### 日程第4. 議案第45号

○議長（田村 兼光君） これから議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第45号専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）を会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第45号専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第45号専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）、平成30年7月31日付で専決処分をしたので報告し、承認を求めます。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第45号は専決処分でございます。これは、補正予算第4号を、専決を7月31日付でさせていただいたところでございますが、本補正予算案は、規定の歳入歳出予算の総額108億8,858万円に歳入歳出それぞれ8,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を109億6,858万円と定めるものでございます。

予算の内容は、7月5日から7日にかけての豪雨で被災した施設の災害復旧費ということで、公共土木施設、町道2,800万円、河川400万円、農地400万円、農業用施設3,750万円、林業施設で、林道が400万円、水産業施設、漁港200万円でございます。

歳入歳出予算は、災害復旧事業費分担金が415万円、それから、一応、特別交付税7,585万円を予定をしておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

ます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第45号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに決定しました。

---

**日程第5. 議案第46号**

**日程第6. 議案第47号**

**日程第7. 議案第48号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第5、議案第46号平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第7、議案第48号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **議案第46号**平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

**議案第47号**平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

**議案第48号**平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方

自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成30年9月6日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第46号は、平成30年度築上町一般会計補正予算（第5号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額109億6,858万円に1億7,788万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を111億4,646万6,000円と定めるものでございます。

予算の内容は、歳出から申し上げますと、国県の返納金、これは児童福祉費でございますけれども、国から一応補助がきすぎておったということで、1,619万4,000円返還をいたすところでございます。

それから、荒廃森林再生事業費、これが1,760万1,000円、それと、ふるさと応援基金積立金2,000万円ということでございます。

これに充てる歳入は、荒廃森林再生事業費補助金1,760万1,000円ということで、全額県のほうから来ます。ふるさと納税も、これは一応全国の皆さんから2,000万円いただいております。これを基金ですということ、一応歳入予算で充てております。

それからあと、臨時財政対策債ということで、3,585万1,000円。それと、あと足りない分を前年度の繰越金9,481万2,000円で一応充てるようにしておるところでございます。

あと、詳細については、いろんな取り壊しの予算が主体となっておりますところでございます。

以上でございます。

次に、議案第47号平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額21億249万9,000円に1億886万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を22億1,136万6,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、平成29年度の決算繰越金を計上し、基金に積み立てるための積立金を行うものでございます。

歳入は、前年度繰越金1億886万7,000円、歳出は、総務管理費57万7,000円の増額補正、それとあと、基金積立金が1億394万8,000円となり、あと、償還金が434万2,000円ございますので、これが補正の内容でございます。

次に、議案第48号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ござい

ます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額3億5,459万9,000円でございます。それに964万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億6,424万4,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、29年度の決算繰越金を計上いたしまして、保険料収納繰り越しに伴う福岡県後期高齢者医療連合への納付金を計上するものでございます。

歳入は、前年度繰越金を960万5,000円、そして、歳出は、県への納入負担金960万5,000円の増額をいたすものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第8、認定第1号平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、認定第9号平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 認定第1号平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第3号**平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第4号**平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第5号**平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第6号**平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第7号**平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第8号**平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和22年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第9号**平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成29年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が131億3,082万9,490円でございます。歳出総額が115億7,254万6,611円でございます。歳入歳出差引額が15億5,828万2,879円でございます。このうち平成30年度へ繰り越した一般財源が1億124万7,000円でございます。

そういう形の中で、実質収支額が14億5,703万5,879円、それから、単年度収支とい

うことで、前年の実質収支との比較をすれば2,705万3,640円の、昨年度より単年度収支は少なくなっております。そして、実質単年度収支は7,593万5,298円となっておりますところでございます。

主な施策は、決算附属資料のとおりでございますが、大きい事業は、液肥の施設の建設費、それから、そらいろ保育園の建設費、それから、築城中学校の建設費ということで、例年よりも投資的経費が少し多くなっているのです130億という大きな予算になって、歳出は115億になっておるといふような決算内容でございます。よろしく御審議をいただき、御認定をお願い申し上げます。

次に、認定第2号平成29年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が2,216万7,082円、歳出総額が2億3,265万9,010円となっており、歳入歳出の差引額は2億1,049万1,928円の赤字となっております。この不足額は、平成30年度の予算を繰上充用して補填をせざるを得ないという決算内容となっております。よろしくお願い申し上げます。

次に、認定第3号平成29年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が233万9,764円、歳出総額が116万627円、歳入歳出差引額は117万9,137円でございます。貸付金額という形の中で、一応、平成29年度貸し付けが2件あって、108万円の貸し付けを行っておるところでございます。

次に、認定第4号平成29年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額5万円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引金額5万円です。本事業は、椎田駅前周辺活性化特別事業の貸付金の返済回収業務を行っておりますが、滞納金額がまだ1,283万4,472円でございますけれども、微々たる歳入ではございますけれども、若干の一応受け入れをしておるところでございます。

それから、認定第5号平成29年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は227万5,065円、歳出総額は202万2,433円です。歳入歳出差引額が25万2,632円という決算内容となっております。

過去、昨年売れたのが小が2区画ということで、一応、残がまだ大分ございます。大が11、中が29、小が147区画、計187区画を一応まだ保有をしておるところです。そして、昨年中に一応、墓地を移転するために返還をしたというのが、中が1基、小が2基含んでおるところでございます。



次に、認定第6号平成29年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本予算は、歳入総額が27億9,524万8,812円、歳出総額が26億8,638万609円、歳入歳出差引額は1億886万3,203円でございます。よろしく御審議願います。

それから、認定第7号平成29年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が3億2,476万465円、歳出総額が3億1,511万4,389円、歳入歳出の差引額は964万6,076円となっておりますのでございます。

次に、平成29年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、収益的収支の総収益が4億557万7,650円、総費用3億6,502万5,510円で、当年度の純利益は4,055万2,140円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入2,891万5,137円、総支出が1億9,800万3円となっております。不足額が1億6,908万4,866円となっており、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしたところでございます。

次に、認定第9号平成29年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、収益的収支の総収益が5億4,957万1,433円、総費用が4億9,769万3,922円、当年度純利益は5,187万7,511円となっておりますのでございます。

資本的支出については、消費税込みで総収入4億3,695万円、総支出額が5億7,587万8,604円となっており、不足額が1億3,892万8,604円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引き継ぎ金、過年度分損益勘定留保資金で一応、不足分は補填をしておるところでございます。

いずれの9認定議案もよろしく御審議をいただき、御認定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで、代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） 失礼しました。おはようございます。代表監査委員の尾座本です。築上町の平成29年度の決算における審査を7月の18日から8月6日にかけて、町監査事務局で丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果について御報告申し上げます。

平成29年度一般会計、特別会計の総決算額は、歳入が162億7,767万678円となっております。一方、歳出は148億988万3,667円となっております。実質収支は13億

6,653万9,999円の黒字であります。さらに、単年度収支は2億2,625万6,424円となっています。実質単年度収支も3億2,994万5,362円と、それぞれが黒字となっています。

平成29年度決算統計調査では、経常収支比率は93.3%、対前年と比べますと0.2ポイントの悪化でございます。しかし、財政力指数は前年と変わらず0.34となっています。

また、一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計において、それぞれ不納欠損処理が行われており、負担の公平性の観点から、慎重かつ適切な取り扱いを求めるものであります。

社会情勢が変化する今日、地方創生、人口減少対策、老朽化した公共施設の建てかえ等、さまざまな課題が山積していますが、財政負担の軽減、効率的な財政運営に努め、今後とも積極的な自主財源の確保、健全な経営を強く要望いたします。

次に、水道事業会計決算の報告をさせていただきます。

総収益が4億557万7,650円となっています。当年度純利益額は4,005万5,000、55万、失礼しました。2,140円です。4,055万2,140円です。訂正して読み直させていただきました。前年度の純利益額と比べれば912万8,568円の減となっています。

また、収益の根幹となる有収率は、本年度は85.7%で、前年度より増加していますが、今後とも引き続き水道料金の収納率向上に努力されるよう要望いたします。

最後に、下水道事業会計決算の報告をさせていただきます。

総事業費は5億4,957万1,433円となっています。当年度の純利益額は5,187万7,511円であります。単年度の経営状況は安定の傾向にありますが、今後とも普及率、水洗化率を向上させる必要があります。より一層の収益の向上を目指すよう強く要望いたします。

以上をもちまして、監査報告とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 御苦労さまでした。

日程第17. 議案第49号

日程第18. 議案第50号

日程第19. 議案第51号

日程第20. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第17、議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定についてから日程第20、議案第52号築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第52号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第49号築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第50号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第51号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第52号築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成30年9月6日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第49号は、築上町不当要求行為等の防止に関する条例の制定でございます。

本条例案は、本町の事務事業に係る不当な要求行為または職員に対する暴力的行為に対し組織的な取り組みを行うことにより、事案に適切に対処し、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するために、新たに条例を制定するものでございます。

なお、この条例については、近隣市町村も一応制定しており、それとあと、条例でない市町村は要綱、要領等々で定めておる市町村もございますので、本町は全くこれに触れていなかったもので、今回条例化をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第50号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は、性別にかかわらず自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けて、性同一性の障害などを性的マイノリティに配慮し、個人のプライバシーを尊重するため、印鑑登録証明の男女の欄に、一応その男女欄を記名しないということで、印鑑条例の改正をするものでございます。

それとまた、今現在、築上町では印鑑証明書の自動交付をしておりますが、自動交付は一応条文の中にありますので、これを削除するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第51号築上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、非常勤の職員の、一応今までは育児休業が1年6カ月でございましたが、これを

2歳まで、法律改正に伴い一応延長するものでございます。

そして、2条、もう一つは、これは条文の変更でございますが、里親であった養子縁組によって両親となることを希望している者を、これの文言を「養子縁組里親」ということで、これを文言の変更をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第52号は、築上町国民健康保険財政調整基金条例の制定でございます。

平成30年4月1日から国民健康保険制度の一応制度改正ということで、町の事業主体から県の事業主体になりました。そこで、築上町国民健康保険給付費支払準備基金条例を廃止いたしまして、新たに築上町国民健康保険財政調整基金条例を制定するものでございます。

以上、条例改正でございますけど、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

### 日程第21. 議案第53号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第21、議案第53号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてから、日程第24、議案第56号物品売買契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第56号までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第21、議案第53号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第53号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更し、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第53号は、福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてでございますが、連合のほうからこのような形で規約を変更したいということでございます。

事務の中身を変更するというところで、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から保険者に

移譲されたことに伴い、一応これを事務の変更をするという旨でございます。

なお、本町の事務については、変更はございません。

それからあと、連合長、副連合長の任期の規定をしておりますが、これも一応この中で変更しているというようなことでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第54号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第54号**物品売買契約の締結について「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業小型動力ポンプ付積載車購入について」、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第54号は、物品売買契約の締結でございます。

本案は、小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。平成30年の8月17日に5者による指名競争入札を行いまして、結果はお手元に配付の別紙入札結果表のとおりでございます。

愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所が、消費税込みで2,728万800円で落札をいたして、現在、仮契約をいたしております。

なお、今回導入する車両は、小型動力ポンプ付積載車、普通車でB2級ポンプ3台ございま

す。この配属先は、第2分団の第2部、東八田、第3分団第2部の越路、第7分団第2部の櫛原ということで一応配付するように決定をしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） おい、これあれがあるんど。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第54号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 議案第55号

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第55号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第55号物品売買契約の締結について「再編関連訓練移転等交付金事業築城小学校スクールバス更新について」、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第55号も物品売買契約の締結でございますが、本物品については、築城小学校のスクールバスを一応更新導入するものでございます。

8月17日に2者による指名競争入札を行いまして、結果は別紙のとおりでございます。

九州日野自動車株式会社北九州支店が、消費税込み1,117万8,000円で落札をいたして仮契約をいたしたところでございます。

なお、築城小学校のスクールバスは、合併前に一応導入したスクールバスで、非常に老朽化しておるところでございます。そこで、今回、45人乗りのバスというようなことで入札を行ったところでございます。先ほど申した日野自動車が落札をしたところでございますので、よろしく

御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第55号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第56号物品売買契約の締結についてを議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第56号物品売買契約の締結について「町単独事業平成30年度住民情報系電算機器購入について」、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第56号も物品売買契約の締結でございます。

本契約は、住民情報系の電算機器の導入でございます。8月22日に2者による指名競争入札を行いまして、結果は別紙のとおりでございます。

行政システム九州株式会社が、消費税込みで5,212万800円で落札をいたして、現在、仮契約をしておるものでございます。

今回購入する機器は、サーバー11台、大型連帳高速プリンターが1台、OCR機器2台及び関連機器等、別紙の内訳のとおりでございます。よろしく御審議をして、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第56号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 議案第57号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第57号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第57号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成30年9月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第57号は人事案件で、人権擁護委員の推薦でございます。

本案は、人権擁護委員吉留平治氏が平成30年6月30日付をもって辞任をしたため、新たに人権擁護委員として吉元好春氏を推薦することについてでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時08分散会

---